

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	平成30年1月5日（金） 午前9時27分～午前10時13分					
②	会 場	大洲市役所 2階大ホール					
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	尾山満則
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	沖田辰夫	16	宮浦 実
17	石岡猶一	18	中岡京子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	水本福泉	24	池浦萬里子
25	丸井幸造	26	山本多喜男	27	垣見正志	28	西内清信
29	大本昭裕	30	武知 明	31	城本豊子	32	中本祐市
33	坂 幹幸	34	久保壽男	35	浅野誠司	36	往見康範
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	12	川本由紀美				
⑤	遅刻委員						
⑥	事 務 局	木藤事務局長		是澤次長		沖田専門員（農地）	
		都築専門員（農政）		武田主査（農地）			
⑦	農 林 水 産 課	篠原課長		松田主事			
⑧	会 議 の 内 容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について					
		議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について					
		議案第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人					
		報告について					
		議案第4号 非農地証明について					
		議案第5号 納税猶予適格者証明について					
		議案第6号 農用地利用集積計画の決定について					
		議案第7号 農業振興地域整備計画の変更について					

事務局（局長）	只今から平成30年第1回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中19名、推進委員20名中19名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>本日、12番 川本由紀美委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、13番 矢野正祥委員並びに14番 山首憲市委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2、書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に事務局の武田主査を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3、議案審議に入ります。</p>
議 長（会長）	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 （専門員兼農政係）	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1番及び2番関連です。</p> <p>1番、平野町平地の土地、田4筆及び樹園地1筆・合計2,172㎡は売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、栗の栽培を計画しています。</p> <p>2番、新谷の土地、樹園地3筆・計1,319㎡は3年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>設定後は、引き続き栗の栽培を行います。</p> <p>農業は、いずれも譲受人本人及び祖父が必要な期間従事する予定です。</p> <p>3番、菅田町菅田の土地、畑1筆・505㎡は、贈与による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も、露地野菜の栽培を行います。</p> <p>農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。</p> <p>4番、田処の土地、田1筆・578㎡は、売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も、水稻の栽培を行います。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>以上、4件のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。関連がありますので1番、2番併せてお願いします。

7番

1番・2番、関連案件になります。議案説明資料1ページ及び2ページを参考にしてください。

1番案件は売買による所有権移転となります。

申請地は、平野公民館の西に約1.2kmにある、田4筆及び樹園地1筆になります。

譲受人は、会社員ですが、今後、田については整備をし、栗を植栽する計画にしています。合わせて「新規営農計画書」も提出されています。

譲受人は、必要な時期に農業に従事することにしており、また祖父も同じく譲受人を手伝うということで所有権移転後の管理に不安はないものと考えます。

2番案件は、3年間の使用貸借権の設定になります。

申請地は、JR喜多山駅の南約200mにある樹園地3筆になります。

この農地は、農業を手伝ってもらった祖父の所有ですが、今回、譲受人が1番案件と合わせて管理することになりました。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、現状を引き継いで耕作する予定であることから、特に問題はないものと思われま

す。以上2件のご審議をよろしくお願いたします。

議長（会長）

続きまして、3番。

11番

3番案件について、ご説明いたします。議案説明資料3ページをご覧ください。

夫婦間の贈与による所有権移転になります。

申請地は、菅田公民館の南約700mにある畑になりますが、現在も良好な状態で管理されています。

現在入院されているご主人に代わって、耕作を奥さんに任せるための申請になりますが、譲受人は、年間を通して農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われま

す。その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、現状を引き継いで耕作する予定であることから、特に問題はないものと思われま

す。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長（会長）

続きまして、4番。

16番

4番案件について、ご説明いたします。議案説明資料4ページを合わせてご覧ください。

売買による所有権移転になります。

申請地は、元の田処小学校の北約800mにある田になりますが、現在も良好に耕作されています。

譲受人の自宅に近く管理しやすいことから、今回の申請に至っております。

譲受人は、年間を通して農業に従事しており、これまでに耕作管理に

	<p>関する問題は生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われます。</p> <p>その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、現状を引き継いで耕作する予定であることから、特に問題はないものと思われます。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局（次長）	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書2ページ並びに別紙議案説明資料の5ページから18ページまでを併せてご覧ください。</p> <p>1番、西大洲の土地、30㎡の案件は、現在、申請地の隣接に宅地を所有しているが、市道からの進入路が狭く不便であることから、進入路の拡幅を行うため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。</p> <p>農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種低層住居専用地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。</p> <p>2番、阿蔵の土地、2筆、280㎡の案件は、現在、両親と同居しているが、独立するため隣接住居を改築するが進入路がないことから、進入路を設置し併せて農業用倉庫を建築するため、申請地を祖母より使用貸借しようとするものでございます。</p> <p>農地区分は、おおむね300m以内にJR西大洲駅が存する農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。</p> <p>3番、松尾の土地、4筆、5,138㎡の案件は、前所有者の入院治療費とするため手付金を支払っていたが、死亡され返済が受けられなくなったことから、事業実績のある太陽光発電施設を設置するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。</p> <p>農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、</p>

生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

以上、3件でございます。ご審議の程お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の5ページから9ページを参考にしてください。

申請地は、6ページの位置図のとおり、市役所の西、約800mの八尾地区に位置する農地です。

まず、立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、8ページの地番地目図のとおり北側に農地が残りますが、譲り渡し人の農地であることから、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続きまして、2番。

1番

続きまして、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の10ページから13ページを参考にしてください。

申請地は、12ページの位置図のとおり、久米小学校から東北東に約270mの下里地区に位置する農地です。

まず、立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金並びに祖母の援助、金融機関からの融資にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、13ページの地番地目図のとおり北側に農地が残りますが、譲り渡し人の農地であることから、特に問題ないものと思われま

す。なお、写真のように農業用倉庫はすでに建築・利用されておりますが、その敷地を含め200㎡以下であることから許可は不要であったものですが、今回、住居への進入路の設置に伴い、併せて申請されるものでござ

います。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。以上、現地調査の報告といたします。審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続きまして、3番。

10番

それでは、3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の14ページから18ページを参考にしてください。

申請地は、15ページ及び16ページの位置図のとおり、市役所から南に約2.5kmの松尾（寺尾）地区に位置する農地です。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工するとのことですので、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、被害が生じないように排水溝やフェンスの設置など適切な管理運営を行うとのことから、特に問題はないものと思われま

す。なお、申請者には、周辺には農地だけでなく住宅もあることから、太陽光パネルの設置に伴うトラブルを未然に防止するため、周辺住民の同意を得ておくよう特に助言を行っているところでござい

ます。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長（会長）

只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めま

事務局
（専門員兼農政係）

す。議案第3号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」をご説明します。

議案書6、7ページ及び議案説明資料の19、20ページを参照してください。

当議案では、前年度の事業状況報告がありました『株式会社 誠実村』及び『農事組合法人 グリーンたいき』について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするものです。

スクリーンに要件を写しておりますので、ご参照ください。

まず、株式会社 誠実村です。

確認要件は4つとなっています。

一つ目、法人形態は、株式会社です。

二つ目、事業要件ですが、農業による売上高が50%以上になりますので、要件を満たしております。

三つ目、議決権要件ですが、議決権20口すべてが農業常時従事者になりますので、これも要件を満たしております。

四つ目、役員要件。役員3名とも農業の常時従事者であり、なおかつ農作業に従事する者が1名以上いるため、この要件も満たしております。続いて、農事組合法人 グリーンたいきです。

一つ目、法人形態は、農事組合法人です。

二つ目、事業要件ですが、すべてが農業による売上になりますので、要件を満たしております。

三つ目、議決権要件ですが、議決権20口すべてが農業関係者になりますので、これも要件を満たしております。

四つ目、役員要件。役員3名とも農業の常時従事者であり、なおかつ農作業に従事する者が1名以上いるため、この要件も満たしております。

以上のとおり、報告書等を確認しましたところ、議案説明資料に記載のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われま

ご審議をお願いいたします。

議長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員 （質疑なし）

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、報告書の内容については、承認することにご異議はございませんか。

委員 （異議なし）

議長（会長） ご異議ないものと認め、報告書については承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（次長） 失礼いたします。

議案第4号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書5ページ並びに別紙議案説明資料の21ページから30ページまでを併せてご覧ください。

1番、松尾の土地、2筆、804㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地は、昭和40年頃から耕作放棄により自然潰廃し、雑木等が繁茂して、農地への復旧が著しく困難な状態であるとのことでございます。

2番、松尾の土地、4筆、1,308.17㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地は、約47年前から耕作放棄により、自然潰廃の状態であったため杉を植林しており、農地への復旧が著しく困難な状態であるとのことでございます。

3番、新谷の土地、185㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地は、以前は母が畑として利用していたが、平成5年頃から耕作放棄し、母が亡くなってからも遠隔地であるため耕作管理を放棄していたため、周囲の山林の影響を受け雑木等が繁茂し、

農地への復旧が著しく困難な状態となったとのことをございます。
以上3件、7筆、2, 297. 17㎡でございます。
ご審議の程お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番、2番。

10番

それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。
議案説明資料の21ページから23ページを参考にしてください。
申請地は、22ページの位置図のように松尾集会所から西に70mほどのところに位置する農地です。
申請によりますと申請地は、昭和40年頃から耕作放棄し、自然潰廃して雑木等が繁茂し、農地への復旧が著しく困難な状態であるとの申し出です。
申請者の申立、近隣住民の証言、現地調査による状況から、申請地は、写真のとおり、少なくとも20年以上耕作放棄しているものと推察することができ、また、農地への復旧には、雑木の状況から開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と認められます。
よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

続きまして、2番案件の調査結果を報告いたします。
議案説明資料の24ページから26ページを参考にしてください。
申請地は、25ページの位置図のように高速道松尾料金所から北北東に150mから250m程のところに位置する農地です。
申請によりますと、申請地は、約47年前から耕作放棄により、自然潰廃の状態であったため杉を植林しており、農地への復旧が著しく困難な状態であるとの申し出です。
申請地は、現地調査では写真のように一部に復元が可能と思われるところもありましたが、全体的な樹木の生育状況から、少なくとも20年以上耕作放棄しているものと推察することができました。
なお、農地への復旧には、現場の状況から開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と認められ、また、一部は復元が可能かもしれませんが、仮に復旧できたとしても、窪んだ地形や周囲の樹木の影響により十分な日照が得られないと考えられ、営農は非常に困難であると思われまます。
よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続きまして、3番。

19番

それでは、3番案件の調査結果を報告いたします。
議案説明資料の27ページから30ページを参考にしてください。
申請地は、29ページの位置図のように高速道大洲IC大洲料金所から北西に約400mのところに位置する農地です。
申請によりますと申請地は、以前は母が畑として利用していたが、平成5年頃から耕作放棄し、母が亡くなってからも遠隔地のため耕作管理を放棄していたため、周囲の山林の影響を受け雑木等が繁茂し、農地へ

	<p>の復旧が著しく困難な状態となったとの申し出です。</p> <p>申請者の申立、現地調査による樹木等の育成状況から、申請地は、少なくとも20年以上耕作放棄しているものと推察することができ、また、農地への復旧には、樹木の状況から開墾と同程度の労力が必要であると考えられ、また進入路もないことから、復旧は著しく困難な状態と認められます。</p> <p>よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、地元委員さんからの報告がありました。何かご質疑はございませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議はございませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第5号「納税猶予適格者証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 （専門員兼農地係）	<p>議案第5号納税猶予適格者証明についてご説明します。</p> <p>今回、証明願のありました納税猶予の種類については相続税です。</p> <p>この議案は被相続人及び相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明することについて、ご審議頂くものです。</p> <p>1番、被相続人は、大洲市新谷 ●●●● 氏であり、相続人は、大洲市新谷 ▲▲▲▲ 氏です。</p> <p>被相続人は死亡の日まで農業をされており、また相続人は被相続人死亡後も引き続き農業経営を開始していることから、被相続人及び相続人の要件を満たしているものと考えております。</p> <p>また、申請農地は、相続された農地のうち、議案書に記載しております東大洲の2筆、計519㎡で、露地野菜を作付けすることとなっております。</p> <p>以上、1件です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。</p>
3番	<p>相続人は、露地野菜による農業経営を行なっています。</p> <p>相続人の母である被相続人が、昨年4月に亡くなられたことから農地を相続することになり、相続税の納税猶予の適用を受けるため、今回その証明願の提出があったものです。</p> <p>申請地は、東大洲の国道56号線から大洲インターへの侵入路に隣接する2筆の農地です。先月21日に相続人、事務局担当者とともに現地確認を行いました。申請地では、栗が数本植えられていたほか、玉ねぎ</p>

	<p>が植栽されており、適切に管理されていることを確認しました。</p> <p>今後においても、「玉ねぎ」や「じゃが芋」など季節に応じた野菜を作っていきたいことのことです。</p> <p>このことから、この証明書の交付については問題ないと考えます。</p> <p>ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長（会長）	<p>地元委員さんのご意見を伺いましたが、何かご質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>（質疑なし）</p>
議 長（会長）	<p>特に、ご質疑もないようですので、申請人は相続税の納税猶予をうける適格者であると認め、納税猶予適格者証明書を交付することに、ご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>（異議なし）</p>
議 長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、申請人に納税猶予適格者証明書を交付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 （専門員兼農政係）	<p>議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。</p> <p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>1番 引き続き、葉たばこを栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。</p> <p>2番 引き続き、しいたけを栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。</p> <p>3番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を4年間設定しようとするものです。</p> <p>8ページです。</p> <p>4番 引き続き、野菜を栽培するため、使用賃借権を5年間設定しようとするものです。</p> <p>5番 引き続き、麦を栽培するため、賃借権を6年間設定しようとするものです。</p> <p>6番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため、賃借権を2年間設定しようとするものです。</p> <p>7番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。</p> <p>9ページです。</p> <p>8番 新たに農地を借り受けて、水稻・麦を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。</p> <p>9番 引き続き、果樹を栽培するため、使用賃借権を10年間設定しようとするものです。</p> <p>11ページの、10番 引き続き、水稻を栽培するため賃借権を5年間設定しようとするものです。</p> <p>11番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。</p> <p>12番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため賃借権を5年間設定しようとするものです。</p>

	<p>以上、利用権設定・件筆数、12件・36筆、合計39,336㎡。 いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。 ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議はございませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。 次に、議案第7号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局（次長）	<p>失礼いたします。 議案第7号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明申し上げます。 議案書13ページ並びに別紙議案説明資料の31ページから35ページまでを併せてご覧ください。今回は、農用地区域からの除外1件でございます。 1番、田処の土地、547㎡の案件は、河川の増水による被害を受けやすい農地であり、また、鳥獣被害も著しく、申請人も高齢で、他に耕作を希望する者もないことから杉を植林し山林として管理するため除外の申出があったもので、他の農地への影響はないものと考えられることから、除外の計画変更をしようとするものでございます。 除外後の農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くなる、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性、及び一般基準についてご審議をお願いいたします。 以上、1件、547㎡でございます。ご審議の程お願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。</p>
16番	<p>1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。 説明資料の31ページから35ページをご覧ください。 まず、立地基準である「代替性要件」につきましては、今回の除外は植林を目的とされており、問題ないものと考えます。 次に、一般基準である「転用の確実性」につきましては、申請地は、河川の増水により被害を受けやすい農地であり、また、鳥獣被害も著しく、申請人も高齢で、他に耕作を希望する者もないことから杉を植林し、山林として管理をしようとしているため、問題ないものと思われます。 また、「周辺農地等への影響」につきましては、35ページの地番地</p>

目図をご覧ください。申請地の西側に川が流れています。川上に田がありますが、所有者からの同意も得ております。各項目につきましても適当と思われることから、問題ないものと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外については止むを得ないものと思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長 (会長)

只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、原案のとおり農用地区域から除外することにご異議はございませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本件は申請のとおり認めることに決定いたしました。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。
